

東久留米市立学童保育所運營業務委託に係るプロポーザル審査基準書(令和7年7月)

審査項目		審査項目(内訳)	審査基準	配点
一 次 審 査	①基本方針 (様式4)	学童保育所運営上の基本方針	児童福祉法の放課後児童健全育成事業の基本理念について、理解があり、学童保育所の運営にあたってふさわしい方針をもっているか。また、本プロポーザルに強い意志が感じられるか。	10点
	②運営体制 (様式5～様式13)	日常保育・行事計画について	学童保育所利用児童に対して年間の行事計画を有しているか。また、日常における育成支援及び生活指導の内容が提案されているか。	25点
		特別な配慮が必要な子どもへの対応について	「気になる子」や心身に障害がある児童に対する配慮があり、対応方法も有しているか。	
		健康管理及び衛生管理について	児童の健康管理及び衛生管理について、適切な提供体制を有しており、アレルギー対策及び感染症対策もしっかりしているか。	
		事故の防止や安全対策及び災害発生時における具体的な取組みについて	児童の怪我等の事故を未然に防止するための取組みや安全対策及び災害発生時における取組みを有しているか。	
		児童や保護者の意見等を反映していく体制について	学童保育所の運営に児童及び保護者の意見や要望等を反映させる具体的な取組みを有しているか。	
		苦情解決及び苦情処理体制について	クレームを受けた時の対応方法や改善策(改善するシステム等)を有しているか。	
		学校や行政機関との連携について	学校や行政機関と連携し、関係性を構築するための具体的な取組みの提案がされているか。	
		保護者との関わりについて	保護者との関わり方についての考え方を有し、具体的な取組みの提案がされているか。	
	個人情報の保護について	個人情報情報を適切に管理し保護するための具体策を有しているか。		
	③安定的な事業の継続 (様式14～様式20)	職員の採用について	受託した際の職員の採用計画・採用形態・勤務時間及び勤務日数等の提案がされており、適切な職員を採用できるようなシステムが確立されているか。	55点
		運営事業実績について	他の地方公共団体における学童保育所の運営実績が示されており、受託の際、運営実績を活かした具体的な提案がされているか。	
		職員教育と研修について	職員教育と研修について、考え方や組織としての体制を有しているか。職員研修の内容が充実しているか。	
		職員体制及び勤務体制について	学童保育所を安定的に運営できるような職員体制及び勤務体制を有しているか。また、職員が急病等により欠勤となった場合のバックアップ体制を有しているか。	
組織の指揮命令系統と学童保育所施設責任者の責任の所在		組織の指揮命令系統を有しており、学童保育所施設責任者の責任の所在が明確であるか。また、学童保育所施設責任者が不在の時の対応方法も有しているか。		
職員の賃金体系について		学童保育所を運営するにあたり、職員(①常勤職員、非常勤職員及びアルバイト職員の別、②放課後児童支援員及び補助員の別)の賃金体系が確立されており、賃金水準が適切であるか。		
職員の定着率と事業の継続性について		学童保育所を運営する上で、職員の定着率と事業の継続性について具体的な考え方や方策を有しているか。		
④見積価格(様式22～様式24)		配点(10点)×(最低提案価格÷提案価格)※	10点	
二 次 審 査	プレゼンテーション	①提案内容を論理的に説明することができ、質疑応答にしっかりと対応できているか。 ②学童保育所運営業務に関する理解や知識を十分に有しているか。 ③学童保育所の運営業務に関する責任感、意欲はあるか。	100点	
			(委員一人当たり)	200点

※最低提案価格とは、各提案者の見積価格のうち最も低い価格のものをいい、提案価格とは、各提案者の見積価格をいう。なお、算出された数値は小数点以下は切り捨てとなる。